

第4回瑞浪市人権施策推進審議会 議事録

日 時：令和8年1月19日（月）午後1時30分～

場 所：瑞浪市西分庁舎1階 会議室

出席者：藤田敬一委員	山内智子委員	中山千鶴委員	加藤恭子委員
渡邊啓介委員	溝口浩子委員	安藤雅哉委員	木村聖可委員
加藤聖二委員	酒井由香委員	玉置和也委員	伊藤友紀子委員
可児恵太委員			
欠席者：安藤裕子委員	春日井ふみ子委員		
事務局：正木英二部長	奥谷ひとみ課長	三浦和恵課長補佐	河合清志主事
株式会社名豊			

次 第：1、あいさつ
2、議事
 (1)「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）（案）」に関するパブリックコメントの結果について
 (2)第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）に係る答申（案）について
3、その他

<進行：事務局>

1 あいさつ（会長）

（会長）

私は瑞浪のこの会議を高く評価しており、委員の皆様のご発言が非常に具体的であると感じております。決して体裁を整えようとするのではなく、素直に自身の考えを表明してくださる姿勢が、瑞浪市民の貴重な意見を反映していると考えております。ぜひ、今後も参考となるご意見を伺いたいと存じます。立派な言葉を並べようとするのではなく、率直に述べていただきたいと考えております。

この指針案も、最終的には110ページに達し、次第に膨らんでおります。資料が厚くなるのが果たして望ましいことなのか、増える一方で削減されない現状について、一度ご検討いただきたいと存じます。本会は非常に率直な意見を交わし合える場であると認識しておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

<進行：会長>

2 議事

(1)「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）（案）」に関するパブリックコメントの結果について

（会長）

議事（1）について、事務局より説明願います。

（事務局）

資料に基づき説明

(会長)

ありがとうございました。議事(1)についてご意見、ご質問などはございますか。閲覧件数が45件で、ホームページのアクセスのみ、窓口での閲覧および意見提出は0件であったということですが、いかがでしょうか。

(委員)

意見が提出されなかった点について、今回の資料等を踏まえて感じたことですが、記載内容が比較的抽象的であると思われます。その要因として、元となるアンケートの「男女間で差別があると感じることがあるか」といった設問自体が比較的抽象的であることが挙げられます。市民の皆様の生活や身近な困りごとと、この指針との間に、接続が不十分な点があるのではないのでしょうか。例えば、瑞浪市のホームページを確認しますと、各種相談窓口が非常に充実しております。困りごと相談、心配ごと相談、市民相談、人権相談、DV相談、結婚相談、生活困窮相談、行政相談など多岐にわたります。そこでは「男女間で差別があるか」という抽象的な話ではなく、「今直面しているこの困りごとをどうにかしたい」という具体的な訴えがあるはずです。そうした窓口で吸い上げた具体的な困りごとを精査し、「これは人権上このような問題であり、それに対してこのように取り組んでいく」という議論ができれば、アンケートに頼らずとも市民の声を抽象化して指針に反映できるのではないかと考えます。私自身も法律相談に携わっておりますし、委員の中にも相談員を務めておられる方が複数いらっしゃるかと存じます。そこで受ける相談は何らかの人権問題に該当するはずです。

相談を受ける際、例えば「施策に反映するため、個人情報伏せた上で内容を活用してもよいか」と確認する、あるいは他市の事例のように、相談内容を分類・集計して「この地区ではこのような問題が多い」といった形で可視化しているところもございます。現在居住している方々の「困り感」を解消しようというアプローチをとることで、アンケートへの依存を減らし、かつ施策への反映を本人に伝える仕組みがあれば、閲覧数やコメントも増加するのではないかと考えます。以上です。

(会長)

つまり、現在直面している困りごとや悩み、要望ではなく、「人権」という枠組みで問題を括った上で意見を求めると、市民の方々は何かの特別な考えが必要であると捉えてしまいます。皆様にも認識していただきたいのは、「人権」という言葉は明治20年代に造られたものであるということです。「人」と「権」で「人権」と書き、自由民権運動などがその代表例ですが、一般的に使われるようになったのは昭和20年の敗戦後であり、それ以前に言葉自体は存在していても浸透はしていませんでした。日本国憲法が制定されたのが昭和21年、交付されたのが22年ですが、そのように考えると「人権」という言葉ですべてを語っているつもりでも、人々の心には届いていないのではないかと感じております。したがって、先ほど可児委員がおっしゃったように、市民が抱える実際の課題や相談事を「人権」という言葉で一括りにしてしまうと、本質がすり抜けてしまう。我々自身がどこかで勘違いをしている可能性があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

(委員)

詳細な経緯までは存じ上げませんが、やはり会長が言われるように「人権」という言葉にまとめてしまうと、特定の部署に任せきりになり、個々の重要な事案が見えなくなってしまいます。「この困りごとはこの窓口で」と細部を突き詰めていければ良いのですが、「これは人権の問題です」と一言で済ませてしまうと、不明瞭になる部分があるため、危惧する面もございます。アンケートの意義も理解できますが、今後どのように取り組んでいくべきか、議論を深めていければと考えております。

(会長)

事務局から提出された資料において、意見を募集した結果、ホームページのアクセスによる閲覧件数が45件、意見提出が0件という数字を拝見し、非常に寂しい思いをいたしました。やはり、質問の仕方に課題があったのかもしれませんが。市民の皆様が何に悩み、何に疑問を持ち、何を願っておられるのかを、真に汲み取る手立てを十分に持っていないのではないかと感じます。皆様、いかがでしょうか。

(事務局)

先ほど委員が指摘されたように、課題の把握においてこのアンケートを基礎として作成しておりますが、より現実的な課題は、ご指摘のあった相談業務の中に数多く含まれているものと推察いたします。もう少し深く、実情に即した問題を探し出す作業が必要であったのではないかと感じております。アンケートの結果を反映させることも重要ですが、多岐にわたる相談業務の中には人権に関わる事象が多分に含まれているはずで、今後の計画策定の際には、課題に対してこちらから能動的に実態を探る手法も検討すべきであると考えました。

(会長)

「第2次瑞浪市人権施策推進指針（後期）（案）」に関するパブリックコメントの結果について報告していただきましたが、委員の皆様、本件について何かご意見はございませんか。

(委員)

今回の結果については予想していたことでもあります。と申しますのも、本指針の内容を拝見すると、その多くが市の施策の推進を目的としており、人権に関する諸問題に対して各課でどのように取り組むかが記されたものだからです。市民の皆様がこれをご覧になっても、各課がどのような業務を担っているかが判然としない状況では、施策の是非について意見を述べることは非常に困難であると感じます。

本指針は、あくまで市が抱える様々な人権課題を解消するために、市組織の各部署がどのように行動すべきか、どのような目的で施策を策定すべきかを示したものです。そのため、市民が自身の人権に関する問題をどのように解決すべきか、あるいは市に対してどのような要望があるかといった意見は、構造的に出にくいのではないのでしょうか。

また、私自身もそうでしたが、本委員に就任し、こうした資料を精読して初めて「人権」というものを意識したというのが実情です。一般の市民にとっても、「人権」という言葉の意味は理解していても、身をもって具体的にどう行動すべきかを考えて

いる方は、ほとんどいらっしゃらないのではないかと思います。したがって、パブリックコメントの募集があっても、具体的な想起が難しく、関心が向きにくいのが実情ではないでしょうか。こうした背景から、なかなか意見が寄せられないのではないかと感じております。

(会長)

非常に的確な分析でございます。「人権」という抽象的な概念から出発すると、その言葉だけで完結し、肯定してしまう傾向があります。しかし、本会議の意義は、委員の皆様が自身の言葉で発言されてきた点にあり、それは非常に貴重なことであると振り返っております。

本来であれば、こうした意見の賛否について採決を行うべきかもしれませんが、今回は貴重な報告として承ります。ただし、実際に生活している市民の実感と、本報告の内容との間に乖離がある点は認識しておく必要があります。手続き上、本案を了承することは必要ですが、市民の思いや願いとこの報告をいかに適合させるかという課題が残されていることは留めておくべきでしょう。そうしなければ、困窮している方々を取り残してしまう可能性もあります。実態を疎かにせず、丁寧に進めてまいりましょう。よろしいでしょうか。

(会長)

それでは、議事(2)に入りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

(2) 第2次瑞浪市人権施策推進指針(後期)に係る答申(案)について

(事務局)

資料に基づき説明

(会長)

ありがとうございました。いかがでしょうか。ただいまの説明に関しまして、疑問点や不明な点がございましたらご意見をお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、了承することといたします。

それでは、委員の皆様より自由な発言をお願いいたします。

(委員)

本会議に出席するようになり、「人権」について改めて考える、あるいは普段以上に意識するようになりました。テレビなどで報道される様々な事件を目にする際も、結局のところ、そのすべてが人権に関わっているものだと感じております。

そうなると、本指針に記されている通り、市民一人ひとりの人権が尊重される社会が実現すれば、事件は起こらないということになります。そのような思索を巡らせていると、非常に複雑な心境になります。したがって、冒頭のお話にもありました通り、この指針が特定の目的のために具体的な行動を示すものであれば、それが最も理想的であると考えます。それを踏まえると、パブリックコメントの意見提出が0件であったということは、目的を達成するための指針として、何らかの不具合がある、あるいは内容が分かりにくいといった要因があるのではないかと推察しております。

(委員)

非常に充実した指針(案)を拝見し、人権という概念が極めて広範なものであると改めて認識いたしました。ただ、私自身どうしても、自身の業務に関連する障がい福祉やこどもの分野を中心に見てしまいます。パブリックコメントの結果にも表れておりますが、一般の市民の方々も同様に、自身に関わりのある事柄や問題意識を持っている分野であれば、関心を寄せるのではないかと思います。

冒頭のお話にもありましたように、例えば私共の分野であれば、障がいのあるお子さんを持つ「親の会」などの組織がございます。今後、そうした団体を通じて人権に関するアンケートを実施することなどは、有効な手段ではないかと考えながらお話を伺っておりました。しかし、人権課題は非常に幅広いため、障がい分野のように対象となる団体が必ずしも存在するわけではなく、その点は今後の課題になると存じます。当事者の意見を汲み取る方法について、改めてご検討いただければ幸いです。

(委員)

先ほどパブリックコメントに関するお話がありましたが、市民意識としては、アンケートを通じて「自分たちはどのような傾向の事柄が気になっているのか」という点に意識が向くものと考えております。それぞれがまずその認識を持った段階で指針が示され、各分野での取り組みが進められるという形であると理解しております。私自身は、まずはこのようなアンケートが実施されることで、各人が自身の考えを持つ段階に至るという点において、十分とは言えずとも、意義があるのではないかと考えております。

皆様がおっしゃる通り、自身が興味のある事柄や課題としている部分以外に注目することは容易ではありません。したがって、指針が公表された際に「この部分は、このように取り組んでいただいているのだ」と知っていく過程が重要であると感じました。また、学校現場に身を置く者として、学校に関する項目が非常に丁寧に作成されており、大変ありがたく存じます。

その中で、21 ページに関連して、学校での取り組みを少し紹介させてください。施策の中で「仲間外れやいじめをしている人を見て見ぬふりをする人が何%となっている」という記述がありますが、学校では防止策として、年に数回「心のアンケート」を実施し、児童の心情を把握しております。勤務校では月1回程度の頻度で実施しているほか、生活アンケートも年3回ほど行っております。それらの結果を基に、年3回ほど担任と面談を行い、いじめの防止に取り組んでおります。

先述のアンケートは、家庭に持ち帰り保護者と共に取り組む場合もございます。そうすることで、保護者も学校の取り組みを知り、意見があれば記述できる仕組みとなっております。また、人権教育の充実に関しては、前回も申し上げましたが「優しさ集会」や「ひびき合い活動」を通じ、児童同士が仲間の良さを発表し合い、互いに認め合う取り組みを行っております。その他、挨拶運動や1年生から6年生までの縦割り活動など、児童たちが関わりの中で学ぶ機会を設けておりますので、紹介させていただきます。詳細に記載いただき、ありがとうございました。以上です。

(委員)

4回会議に出席させていただき、その都度、人権について自分なりに深く考えてまいりました。会長より「立派なことを言おうとしなくてもよい」との言葉をいただきましたので、先ほどから発言内容を思案していたところですが、率直に述べさせていただきます。

「人権」と一口に言っても、女性、こども、高齢者、障がい者、部落差別など対象は多岐にわたります。いずれに対しても「差別をなくそう」という言葉がありますが、結局のところ、それは「相手の立場に立って物事を考える」という視点に行き着くのではないか、それが極めて重要であると考えております。

自身の経験から申し上げますと、日本に長く居住している外国人の友人がおりまして、彼女が来日した際に非常に驚いたという話を聞きました。それは、職場で「相手の気持ちを考えて行動しましょう」あるいは「自分が相手だったらどう思うかを考えて取り組みましょう」と頻繁に言われることでした。そのような視点は自分にはなかったし、おそらく他の諸国でもそのような考え方を強調する場は多くないであろうとのことでした。彼女は現在、日本で仕事をしており、日本語も堪能で日本の文化を深く理解していますが、当初はそうした文化に驚いたそうです。

その話を思い出し、相手の立場を思いやる、あるいは相手の立場に立って考えるという視点を、幼少期から教え込まれ実践していること自体が、日本の素晴らしい文化であると改めて感じました。

(委員)

このタイミングで話そうと考えていた内容を、冒頭で発言してしまいましたので、補足のみ申し上げます。皆様、指針（後期）（案）の1ページをめくっていただき、第4章「具体的な施策と内容」の「2 分野別の施策展開」における各項目のページ数をご確認ください。それぞれ人権問題として並列に記載されていますが、これらはアンケート結果を主として作成されているため、項目ごとにページ数が異なっています。

なぜ特定の項目が少ないのか、あるいは厚く記載されていないのかという点について、明確な基準は示されていません。先ほど申し上げた通り、市に寄せられる相談件数などを精査し、相談内容を各分野に分類した上で、件数が多い分野については施策をより手厚く記載するといった工夫ができるのではないのでしょうか。逆に相談が少ない分野であっても、行政として最低限取り組むべき事項はあるはずですので、実態に即した構成として活用していただければと考えます。以上です。

(委員)

私のような一般人が意見を求められましても、何からどのようにお話しすべきか苦慮いたしますが、まず冊子が届いた際、これをすべて読まなければならないのかという困惑がございました。読み進めるうちに後半に至ると、前半の内容を忘れてしまうこともあり、結局は自身の興味のある箇所のみを確認して終わってしまうのが実情です。そのため、この意見一覧が少ないことは非常に残念に感じております。ここに至るまで、皆様が文案を作成し、推敲を重ねてくださった労力を考えますと、非常に惜しいことであると感じております。

(委員)

私も本会議に参加するようになり、改めて人権について見直す契機となりました。人権という概念は難しく、言葉だけで聞くと理解しづらい面もありますが、実際には日常生活の中に存在するものであり、「他者がこれをされたら嫌がるだろう」「喜ぶだろう」と推察することが原点であると考え、改めてその大切さを実感いたしました。

私の職務に関連して、今回「再犯防止推進法」に基づき、本指針に「再犯防止推進計画」を位置付けていただいたことに感謝申し上げます。その進捗を見届けるべく、取り組んでまいり所存です。また、時代とともに新たな施策が増えていく傾向にあるため、内容を削減することは非常に困難であると感じております。以上です。

(委員)

先ほど申し上げた通りですが、本施策の随所に記載されている「啓発」や「情報発信」が最も重要であると考えております。市民の皆様にも人権問題を意識していただくためには、啓発活動と情報発信が極めて重要です。

しかし、それをいかに実行するかが肝要であり、単に言葉として「啓発します」「情報発信を行います」と記述するだけでなく、具体的にどのような手法が最も浸透するのかを、今後、市として検討し実施していただくことが最善であると考えます。そうでなければ、本指針がいかに優れた内容であっても、市が取り組む様々な施策を市民が認知しなければ、その目的が果たせません。広報活動や啓発活動を確実に遂行していただくことで、市がこのような取り組みをしているのであれば自分たちも協力しなければならないという市民の意識向上に繋がるのではないかと考えます。

(委員)

私自身もそうですが、この冊子を拝見しておりますが、読解することに苦手意識がございます。本会議に出席しておりますので、一通り最後まで目を通しますが、内容を咀嚼しようとしても語彙が多く、理解するまでに時間を要します。したがって、この厚みのある資料を一般の方が活用するのは困難であると思われま

す。また、人権問題においては、被害を受けた方がどのような点に苦痛を感じたのかを知ることが重要ではないでしょうか。加害側に対し「これをすれば相手が嫌がるので注意してください」と伝えることも理解できますが、被害側が一体何をされ、どのように感じたのかという実情をより深く知ることで、人権に対する意識がより改善されていくのではないかと考えます。以上です。

(委員)

普段、こどもや家庭の支援を中心に従事しておりますので、どうしてもこどもの視点に目が向きます。本指針 21 ページの「現状と課題」における、最終段落の内容について言及させていただきます。私自身、この職務に 4 年間携わる中で、まさにその通りであると実感しておりますので、該当箇所を拝読いたします。

「こどもの人権尊重においては、こどもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体として捉える」「児童の権利に関する条約……」と記載されております。確かにこどもは未熟な面があるため、保護の対象として見なければなりません

「権利の主体」である、つまり子ども自身が権利を有しているということを、大人は十分に意識して接しなければなりません。

その視点から次ページ（22 ページ）のアンケート結果を見ますと、虐待や育児放棄は子どもの権利を侵害しているとして注目度が高い一方で、例えば進学先や就職先の選択において保護者が子どもの意見を聞かないことや、教員による体罰、差別的な扱いなどに関しては、意識が低いように見受けられます。「児童の権利に関する条約」で「権利の主体」と明記されているにもかかわらず、実社会においては子どもを主体として見ていない現状があり、そこを啓発していく必要があるのではないのでしょうか。未だに「躰」と称して子どもに暴力を振るう保護者も散見されるため、そうした点が現在の切実な問題であると考えております。以上です。

（委員）

今年、教え子から年賀状が届きました。その中に、12 月末に放送された教育テレビの「ハートネット TV」に、聾学校に通っている娘が出演するので見てほしいとの記述があり、視聴いたしました。手話と、決して容易ではない発声を交えながら、自身の考えを懸命に語るお子さんの姿を拝見しました。

私はその教え子に手紙を書きました。「〇さんが出演されたハートネット TV を拝見しました。手話を交えてあれほど話せるようになるまでには、大変なご苦労があったことと拝察します。ご本人の努力はもちろんですが、お子さんにかかるご夫婦の熱意が、〇さんの成長の糧となっているのですね。私もかつて勤務していた学校で、言語難聴教室を担当していたことがあります。低学年のお子さんをどのように導くべきか悩みましたが、手とマッチングさせ、意味のある発音を定着させるために、お母様と一緒に何度も練習を重ねました。育児が落ち着いたら、教え子であるあなたの経験を、同じように悩んでいる親御さんやお子さんに伝えていけると良いですね。テレビであれだけ自身の考えを述べられるお子さんを育てたあなたに拍手を送ります」という内容です。

先ほど委員が言われたように、親が学校と協力しながら、子どもの将来を見据えてどのように育てるべきかを真摯に考える姿勢は、非常に尊いものだと感じました。43 ページに記載のある「インクルーシブ教育」は現在非常に重視されており、通常学級の中で障がいのある子を育てることは極めて重要です。しかし、単に通常学級で共に教育を受けることだけが、その子に最適な教育であるとは限りません。特性や発達段階を見極め、個々に適した教育プログラムを構築することが、これまで以上に大切にされるべきであると考えます。また、通常学級で共に学ぶ過程において、周囲の教職員や児童たちが、どれだけその子の特性を理解しようと努めながら共に成長できるかが肝要ではないのでしょうか。私は資料を十分に読み込むことができず恐縮ですが、障がい者に関すること、そして 73 ページの「刑を終えて出所した人」に関する再犯防止推進法第 8 条第 1 項の項目について感じるがあります。

私の地区に、高校生の頃に過ちを犯してしまった方がおります。そのご家族は、地域の方々に対しても顔を出すことができず、地区の行事においても「子どもがこのようなことをしてしまい、申し訳ない」と謝罪し続け、家族全員がその罪を背負っているかのような状況にありました。しかし、その方がどのように更生していく

か、地区の住民全員が自身のこどものように接することができればと考え、取り組んでまいりました。現在、その方は結婚してこどもにも恵まれ、定職に就いて生活を営んでおり、私は非常に嬉しく思っております。このような温かな支援が瑞浪市全体で実現することを願っております。

(会長)

いかがでしょうか。瑞浪市のこの小さな集まりではありますが、せっかくの機会ですので、ぜひともこの点には触れておきたいということがございましたら、自由にご発言ください。

(委員)

弁護士という職務上、具体的な事例に言及することは守秘義務に触れるため一般論として申し上げますが、「人権」や「困窮」といった問題は、決して一人で完結するものではありません。困っている当事者がいる一方で、必ず相手方や周囲の環境が存在します。困っているという事実はその通りですが、少し視点を広げれば、「自分自身も誰かを困らせてはいないか」という自省も必要になります。

人権とは互いの支え合いであり、憲法上その権利を制約し得るのは「公共の福祉」によるものです。先ほど他の委員の方々からお話があったように、こどもに対して保護者的な観点から介入する「パターンリズム」も一つの正解ですが、基本的には他者の権利との調整が重要となります。会長のお言葉にもありましたが、双方が「命を生き合う」という関係性の中で、相手にも思うところがあるはずで、そのバランス感覚を持っていなければ、建設的な話し合いや調整は困難であると感じております。十分な表現ができず恐縮ですが、以上です。

(委員)

皆様のお話を伺って改めて感じたのですが、こうした指針を策定した以上は、何らかの施策を推進していく必要があります。そうすると、やはり「啓発」や「情報発信」が鍵となります。どのような手法が適切かと思案しておりましたが、皆様が仰った「被害を受けた側の心情」や「相手の立場に立って考える姿勢」、「当事者の声を汲み取ること」、そして「抽象論ではなく現実に即すること」といった視点が重要です。最初に会長が仰った「体裁を繕わない発言」を大切に作る姿勢を含め、これらを総合的に捉えることで、今後取り組むべき方向性が見えてくるのではないかと考えながら伺っておりました。

(会長)

他にはいかがでしょうか。これだけは確認しておきたい、あるいは話しておきたいということはありませんか。言葉にしにくいこともあるかと存じますが、ここは制約のない場でございます。

この集まりが瑞浪という地における人と人との出会いと繋がり、そして「命を生き合っている」という実感の中で、生きる力を得る場であってほしいと願っております。「人権」という漢字を使わずとも、言葉を尽くす中で、互いに命を輝かせ、生きる力を分かち合っていることを改めて考えていただき、瑞浪が「生き合うまちづくり」となるよう、共に出力を尽くしてまいりましょう。今後ともよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたりましたが、これにて審議会を終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

皆様、誠にありがとうございました。皆様から心温まるご意見をいただき、拝聴しながら感銘を受けております。皆様からいただいたご意見を反映させ、100 ページ以上に及ぶ指針を完成させることができました。本日、改めてご意見を伺い、その意義を深く実感した次第です。

生の声を反映させた今後の参考となる施策として、アンケート結果のみならず、市民協働課が有する多くの相談窓口に寄せられる意見も、今後反映させていきたいと考えております。そうすることで、本指針をこれで終わりとするのではなく、次へとつなげ、さらに充実したものへと発展させていけるものと確信しております。ページ数は増えるかもしれませんが、本日いただいたご意見を糧に次へつなげてまいります。誠にありがとうございました。会長におかれましても、議事進行をありがとうございました。

3 その他

(事務局)

次第の最後となります、「その他」について事務局よりご説明いたします。

(事務局)

今後の対応について補足説明

109 ページに答申内容、110 ページには策定の経緯を掲載、冊子の表紙を完成させ、空いているスペースにはイラストを挿入する予定。

市の人権施策推進事業として実施している人権書道展や「ちょっといい話」の紹介なども、余白部分に掲載予定。

(事務局)

それでは、本日の次第はすべて終了いたしました。先ほど議事の中でも説明いたしましたが、1月28日に審議会としての答申を、会長および副会長より市長へ提出していただきます。その後、2月中に市において指針を決定する運びとなります。3月中に冊子が完成する予定ですので、出来上がり次第、皆様に送付させていただきます。よろしく願いいたします。

また、先ほど情報発信に関するご指摘もございましたが、市民の皆様にはホームページや広報誌を通じて周知を図ってまいります。来年度は、指針の完成に伴い講演会などの開催も予定しておりますので、その際はぜひご参加くださいますようお願い申し上げます。

今回の審議会をもちまして、本年度の人権施策推進審議会は終了となります。慎重なるご審議と、数多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。今後とも瑞浪市の人権施策の推進にお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、連絡事項につきまして、何かご質問等はございますか。

なければ、最後に正木みずなみ未来部長よりご挨拶申し上げます。

(部長)

本日は、皆様ご多忙の折、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。また、いつもの通り委員全員の皆様からご意見をいただくことができ、大変有意義な会となったと感じております。藤田会長におかれましては、円滑な議事進行に努めていただき、厚く御礼申し上げます。

全4回にわたり皆様から貴重なご意見をいただいたことで、社会情勢の変化や新たな課題に対応し、アップデートされた指針を策定することができました。また、再犯防止推進計画としても位置づけた、基盤となる指針としてまとめることができました。心より感謝申し上げます。

先ほど課長からも申し上げましたが、後日、会長より市長へ本指針案を答申していただきます。その後、市としての決裁を経て、令和8年4月からの指針として市民の皆様にも周知してまいる所存です。市民一人ひとりの人権が尊重される瑞浪市となるよう、指針に掲げた施策を推進してまいります。

また本日、人権に対する課題の捉え方とその支援の反映について貴重なご意見をいただきました。この点につきましては、次期指針へ活かしてまいりたいと考えております。来年度予算が成立すれば本指針の初年度となりますので、人権に関する講演会を予定しております。委員の皆様にもぜひご聴講いただきたく、その際には改めてよろしくお願いいたします。

令和6年度、7年度の2か年にわたり、皆様には大変お世話になりました。長期にわたるご審議に対し、改めて深く感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

(事務局)

それでは、これをもちまして、第4回瑞浪市人権施策推進審議会を閉会いたします。

閉会